

平成29年2月

事業者の皆様へ

委託業務における最低制限価格の一部改正について（お知らせ）

旭川市水道局業務委託契約の最低制限価格試行要領の一部を次のとおり改正しましたので、お知らせします。

1 対象業務

(1) 積算金額が50万円を超える人的警備業務、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び運搬業務

※清掃業務については従前のおり

(2) 単年度換算額の積算金額が50万円を超える長期継続契約による委託業務

(3) その他水道事業管理者が必要と認める業務。

2 改正内容

要領第3(3)：清掃業務以外の算定方法の改正

改正前	算定方法 ～ 有効な入札の平均額（入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格）の10分の5未満の入札及び入札書比較価格を超える入札を除いて算出）を求め、その額に100分の85を乗じて得た額。
-----	---



改正後	算定方法 ～ 有効な入札の平均額（入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた価格）の額に100分の85を乗じて得た額。 <u>ただし、有効な入札の中に、平均額に100分の75を乗じて得た額に満たないものがある場合は、平均額はその入札を除いて求めるものとする。</u>
-----	--

<改正の要点>

最低制限価格を算定する際に算入する入札の下限額について、これまで「入札書比較価格の10分の5以上」としていたものを「有効な入札者の平均額の100分の75以上」とした。

3 実施日

平成29年2月15日から

4 担当（このお知らせは概要ですので、詳細は担当に確認してください。）

旭川市水道局経営企画課契約係

電話 0166-24-3171